R05-16　農業委員会研修テキスト１　農業委員会制度　第６版　改訂概要

一般社団法人全国農業会議所出版部

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 頁数 | 項　　目 | 改訂概要 |
| 2 | １　農業委員会の基礎知識  　２）農業委員会の事務 | ・農業委員会法第６条第２項事務の説明に「平成28年から必須事務となり、現在農業委員会に最も期待される役割です。」を追加 |
| 6 | ２　農業委員会組織とは | ・「全国農業委員会ネットワーク機構とは」の説明で、全国農地ナビを農業委員会サポートシステムに変更 |
| 8  9  12 | ３　農業委員会とは  　２）農業委員会の構成  　３）農業委員会の組織 | ・表「農業委員・農地利用最適化推進委員の選任状況（令和４年３月末時点）」を追加  ・農業委員の「ア任命要件」（注）で、農業委員会の区域内の認定農業者の数が少ない場合の例外規定を更新（委員の定数に8を乗じた数を下回る→委員の定数に30を乗じた数を下回る）  ・主な役割　《農業委員会法第６条に掲げる事項》のウ、エを更新、オを追加（農業経営基盤強化促進法等の改正に伴う見直し） |
| 14  17  19  20  22  23 | ４　農業委員会の事務と農業委員・  農地利用最適化推進委員の役割  １）農業委員会法第６条第１項事務  （１）農地法に基づく事務  （２）農業経営基盤強化促進法（基盤法）に基づく事務  （３）農地中間管理事業の推進に関する法律（機構法）に基づく事務  　２）農業委員会法第６条第２項事務（農地等の利用の最適化の推進）  　（１）担い手への農地利用の集積・集約化  　（３）新規参入の促進 | ・「農地の利用状況調査」に、まずは目視の後に（人工衛星やドローン等で得られた画像でも可）を追加  ・「認定農業者等への利用権の設定等の促進」に、「地域計画の区域内の農地に関する申出であった場合は地域計画の内容を考慮して調整する必要があります。」のなお書き追加  （新　設）  ・「地域計画策定への協力」の項目を追加し、「制度の概要」「農業委員会・農業委員、推進委員の役割」「（キーワード）目標地図と農業委員会の作成する目標地図の素案とは」及び「（参考）地域の話し合いで決めること」を説明  ・「農用地利用集積計画の決定」に、令和５年４月１日より機構法の農用地利用配分計画と統合され、「農用地利用集積等促進計画」に一本化されたこと、経過措置（「施行日から起算して２年を経過する日まで」又は「地域計画が定められ、公告された日の前日まで」は従来通りの利用権設定が可能）が設けられたことを追加  ・「農用地利用配分計画に対する意見」を「農用地利用集積等促進計画に対する意見」に更新し、「制度の概要」「農業委員会・農業委員、推進委員の役割」等を記載  ・地域計画の策定が農地利用の集積・集約化の指針となり、地域計画の策定に協力することが農地の集積・集約化につながることを説明  ・「農業委員・推進委員の最適化業務引継ぎマニュアル（様式）」の概要及び参照二次元コードを追加 |
| 25  26  ～28 | ５　農業委員会としての「指針」の策定と  活動の点検・評価及び公表  １）農地等の利用の最適化の推進に関する指針の策定  ３）活動記録をつけましょう | ・指針の内容に「③目標の達成状況の評価方法」を追加  ・「【参考例】○○市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」」を追加  （新　設）  ・「活動を記録する意味」「活動の内容（例示）」及び「活動記録のポイント」を説明 |
| 29 | ６　農業委員・推進委員として  注意すべきこと | ・秘密保持義務に「営農意向」を追加（2か所） |
| 32 | ７　巻末資料 | ・「（３）農地制度の目的と制度体系」を削除 |

※）上記の他にも、条ずれの更新、内容・表記の見直し等を行っています。